

包括センター

孝仁会に運営を委託

羅臼町 診療所も契約延長

【羅臼】町は4月から、高齢者の介護相談などを受ける町地域包括支援センターの運営を、釧路市の社会医療法人孝仁会に委託する。湊屋稔町長と斎藤孝次理事長が22日、釧路市愛国の孝仁会本部で契約を交わした。

センターは本年度まで、町職員4人で町内約230人の要介護認定者らの相談

業務などを担ってきた。2年連続で社会福祉士の応募がなく、有資格者は介護支援専門員(ケアマネジャー)1人の状態が続いていた。

孝仁会は、2012年度から町の「知床らうす国保診療所」の指定管理者を務めている。町は「有資格者の確保が難しく、釧路や道内各地につながるのがある孝仁会の力を借りたかった。

の協定を結んだ。期間は17年4月から22年3月まで。湊屋町長は「5年前、羅臼は医療の危機にあり、必死の思いで孝仁会に診療所の運営を依頼した。介護・

福祉分野でもお世話になることは町民の安心感につながる」と期待。斎藤理事長は「大きな使命をいただき、誇りに思う」と述べた。

地域包括支援センターは06年度の介護保険法改正で制度化され、全市町村が設置。釧路・根室管内では本年度まで、釧路市が市内5カ所を民間委託、羅臼町を含む12市町村は直営で運営している。(佐竹直子)



業務委託契約を結んだ湊屋稔町長(左)と斎藤孝次理事長

18年度の介護保険法改正を控え、『福祉のプロ』が運営する方が効果的という判断もあった」と説明する。契約期間は20年3月まで。年間委託費は約2千万円。国保診療所についても22日、孝仁会と指定管理延長